令和2年度第1回浜松市行政区画等審議会

日時:令和2年10月8日(木)午前10時から

場所:浜松市役所 本館8階 第5委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 議事

浜松市長からの諮問に対する答申について

- ・「舞阪漁港水産流通基盤整備事業の竣功認可に伴いあらたに生じた土地の 確認及び字の区域の変更について」
- 3 その他
- 4 閉 会

浜松市行政区画等審議会委員名簿

任期:平成30年10月15日から令和2年10月14日まで

- -	氏 名		備考	
	杏萠	紗由俐	浜松商工会議所女性会	1期目
	岡田	正利	浜松市自治会連合会	1期目
	加藤	弘美	とぴあ浜松農業協同組合女性部	1期目
知識経験	○加藤	彌生	浜松市消費者団体連絡会	2期目
	澤井	勇一	日本郵便株式会社 浜松西郵便局	1期目
	藤井	康幸	静岡文化芸術大学	1期目
	◎ 山﨑	正浩	静岡県建築士会西部ブロック	2期目
関係機関	河崎	雄二	静岡地方法務局 浜松支局	1期目

※氏名:敬称略、委嘱区分·五十音順

※◎会長、○副会長

○浜松市行政区画等審議会条例

改正 平成20年3月21日浜松市条例第30号 平成31年3月15日浜松市条例第21号

(設置)

第1条 市は、行政区画等に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市行政区画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。
 - (1) 行政区画の変更等に関する事項
 - (2) 町又は字の区域の変更等に関する事項
 - (3) 住居表示の実施等に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、行政区画等に関する重要な事項 (平20条例30・追加)

(委員)

- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 関係機関の職員
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (平20条例30・旧第2条繰下・一部改正、平31条例21・一部改正)

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平20条例30・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平20条例30・旧第4条繰下)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平20条例30·旧第5条繰下)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日浜松市条例第30号抄)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第26条(第1号に係る部分に限る。)の規定は同年10月15日から、第26条(第2号に係る部分に限る。)の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日浜松市条例第21号抄)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条 から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3 条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3 条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第 2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議 会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審 議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査 協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立 地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用 審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例 第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第 4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健 推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第5 8条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進 に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80 条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

浜松市行政区画等審議会 会長 山﨑 正浩 様

浜松市長

諮 問 書

浜松市行政区画等審議会条例第2条第2号の規定により、次のとおり意見を求めます。

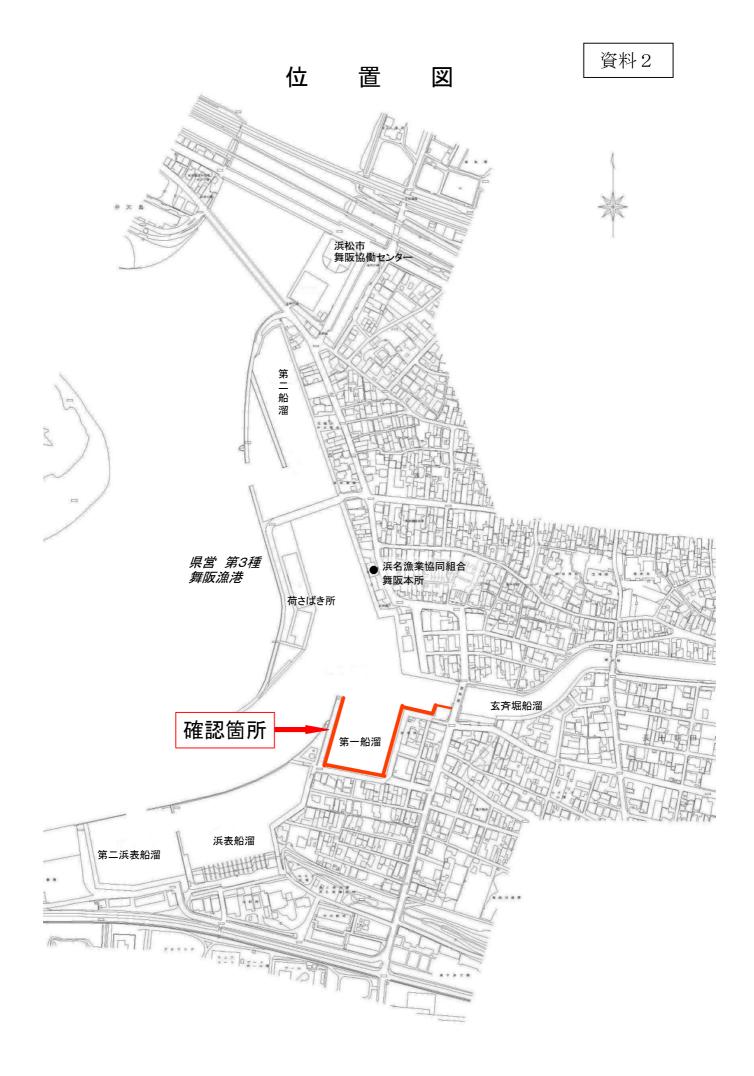
	記						
件名	舞阪漁港水産流通基盤整備事業の竣功認可に伴いあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変 更について						
目的・理由	・静岡県が舞阪漁港水産流通基盤整備事業により、舞阪漁港内にて実施した公有水面の埋立て工事の竣功認可に伴い、あらたに生じた土地を確認するもの。・あらたに土地が生じたことに伴い、字の区域を変更するもの。						
経緯	(背景) 静岡県が既設の舞阪漁港内の係留施設を改良・整備することで漁船の大型化に対応し、漁業活動の円滑化、効率化を図ることを目的に、舞阪漁港内の第一舞阪船溜物揚場地先の公有水面の埋立て工事を実施した。 静岡県は令和2年1月23日に工事の竣功認可を受け、これにより、あらたに892.31平方メートルの土地が生じた。 (課題又は検討した事項)						
内容	あらたに生じた土地及び西区舞阪町舞阪字浜表に編入する区域 浜松市西区舞阪町舞阪字浜表2668の37、2668の269、2668の35の西側に隣接 した道路敷、2668の261、2668の255、2668の256の西側から北側に隣接した 道路敷及び2668の199の地先 公有水面埋立地 892.31平方メートル						
時期	(実施時期及び公表時期・方法(議会・記者・市民)) 令和2年10月 行政区画等審議会 令和3年3月 市議会議決 リ 3月 市長決定処分、告示						
備考	〈実施するうえで関係する事項、実施したことにより生じる事項、本件の取扱いについてなど〉						

舞阪漁港水産流通基盤整備事業の概要

事	業主	体	静岡県
事	業	名	舞阪漁港水産流通基盤整備事業
事	業年	度	平成23年度から令和元年度まで
事	業	費	160,728千円(国50%、県30%、浜松市20%)
事	業 内	容	静岡県が既設の舞阪漁港内の係留施設を改良・整備することで漁船の大型化に対応し、漁業活動の円滑化、効率化を図ることを目的に、舞阪漁港内の第一舞阪船溜物揚場地先の公有水面の埋立て工事を実施した。
事	業認言	可 日	平成24年1月10日(埋立て免許日)
竣	功認。	可 日	令和 2年1月23日
竣	功 面	積	8 9 2. 3 1 m²
係	留施 設	延長	3 3 3. 0 5 m

地方自治法(抄)

- 第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、 当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。 ※権限移譲により届出先は市長
- ② 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。 ※権限移譲により告示をするのは市長
- **第260条** 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。
- ② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- ③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、 前項の規定による告示によりその効力を生ずる。



竣功後写真

①写真 ②写真



写真③ 写真④



写真撮影箇所



公 図 写



静岡県告示第87号

舞阪漁港内公有水面埋立てに関する工事について、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項 の規定により被功認可したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年3月10日

浜名港港湾管理者 静岡県 代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 竣功認可の年月日 令和2年1月23日

氏名 静岡県

代表者 静岡市葵区安東2丁目19番5号

是**静岡県知事四川勝下平太**、東京大学は高麗寺の東京・日本学の大学等の東京の東京の第二

- 3 埋立区域
 - (I) 位置

1工区

静岡県浜松市西区舞阪町舞阪宇浜表2668番37、2668番269、2668番35の西側に隣接した道路敷、2668番261、2668番255、2668番256の西側から北側に隣接した道路敷及び2668番199の地先公有水面

(2) 区域

1工区

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +1. 37メートル) における公有水面と既存土地との境界線、⑤の地点から⑰ の地点までを順次に結ぶ線、⑰の地点から⑰の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +1. 37メートル) における公有水面と既存土地との境界線及び①の地点と⑰の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +1. 37メートル) における公有水面と既存土地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 浜名港背割堤灯標(北緯34度40分47.7秒、東経137度35分52.9秒)から80度05分00秒、1,175 .01メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 15度51分12秒 87.72メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 16度12分02秒 2.34メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 6度39分27秒 1,21メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 343度15分54秒 1.22メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 106度57分55秒 4.78メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 196度46分19秒 8.29メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 106度47分23秒 0.12メートルの地点 ⑨の地点 ⑧の地点から 196度46分26秒 80.77メートルの地点 ⑩の地点 ⑨の地点から 152度43分39秒 7.17メートルの地点 ⑪の地点 ⑩の地点から 75.92メートルの地点 100度59分53秒 ⑫の地点 ①の地点から 53度00分30秒 8.09メートルの地点 ⑬の地点 20の地点から 15度42分09秒 89.31メートルの地点 個の地点 ⑬の地点から 104度07分46秒 41.55メートルの地点 ⑩の地点 個の地点から 13度02分32秒 14.30メートルの地点 ⑩の地点 ⑮の地点から 103度23分54秒 15.94メートルの地点 ⑪の地点 ⑯の地点から 236度25分06秒 0.14メートルの地点 ⑱の地点 ⑪の地点から 13.85メートルの地点 283度25分10秒 (19の地点 (8)の地点から 193度02分50秒 16.36メートルの地点 20の地点 ⑩の地点から 283度30分12秒 40.84メートルの地点 のの地点 20の地点から 195度56分32秒 86.92メートルの地点 匈の地点 のの地点から 4.66メートルの地点 213度39分09秒 5.95メートルの地点 のめ地点 図の地点から 245度03分50秒 ❷の地点 ∞の地点から 280度52分02秒 80.71メートルの地点 砂の地点 200地点から 313度22分54秒 1.65メートルの地点 卵の地点 匈の地点から 335度04分49秒 2.49メートルの地点

4 埋立ての面積

- 1 工区 892.31平方メートル
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号
- 江事竣功期間伸長許可許可年月日 平成31年1月9日許可番号 港企第129号
- (2) 工事竣功期間伸長及び区域分割許可 許可年月日 令和2年1月7日 許可番号 港企第141号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 浜松市

港企第144号

竣 功 認 可 書

静岡



令和2年1月8日付けで申請のあった舞阪漁港内公有水面埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和2年1月23日

浜名港港湾管理者 静岡県 代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

訂

1 埋立ての場所

1工区

静岡県浜松市西区舞阪町舞阪字浜表2668番37、2668番269、2668番35の 西側に隣接した道路敷、2668番261、2668番255、2668番256の西側から北 側に隣接した道路敷及び2668番199の地先公有水面

- 2 埋立地の用途漁港施設用地
- 3 竣功面積 1工区 892.31平方メートル